

障害のある学生の修学・就職支援促進事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

0.5億円
0.3億円） 文部科学省

現状・課題

- 大学等に在籍する障害のある学生数は約5.0万人※であり、平成25年から令和4年の10年間で約4倍に増加。
- さらに、令和6年4月には改正障害者差別解消法が施行され、私立を含む全ての大学等で障害者への合理的配慮の提供が義務化される。
- 一方、障害学生支援の専門部署を置いている大学等は全体の26.1%※であり、体制整備や支援人材の育成等を一層推進することが必要。
- また、紛争防止・解決等の調整を行う機関を設置している大学等は52.3%※であり、障害学生からの相談対応や調整機能の更なる強化も必要。

「障害者基本計画(第5次)」(令和5年3月閣議決定)

- 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署及び紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、専門知識や技術を有する障害学生支援担当者の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進
- 障害学生支援についての理解促進・普及啓発を行うための情報提供・教職員向け研修等の充実

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月閣議決定)

第2章4. 包摂社会の実現（共生・共助社会づくり）

- 障害者の地域生活の支援、生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する支援…(略)…の促進等を図る。

「障害のある学生の修学に関する検討会」(令和5年4月・高等教育局長決定)

- ① 紛争解決を含めた相談機能の拡充 ② 専門的知識を有する人材育成のための研修機能の拡充 ③ 地域・企業・社会資源等との連携の更なる推進 → 大学等間格差の是正、あらゆる大学等のネットワーク参画に向け、拠点機能の充実が不可欠



先進的な取組や知見を持つ大学等が中心となり、国公私立大学や関係機関等が参加・連携するプラットフォームを形成することにより、専門的知識の涵養及び人材の育成等を図り、高等教育機関全体における障害学生支援体制を一層充実させることが必要。

事業内容

事業実施期間

令和6年度～令和10年度（5年間・予定）

件数・単価

2拠点×2,455万円

交付先

拠点大学（2拠点）

障害学生支援ネットワークの形成支援及び連携の推進



プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、地域ごとの障害学生支援ネットワークの形成支援や日本学生支援機構を含む既存の障害学生支援ネットワークとの連携等を実施。

大学等や学生等からの相談への対応及び大学等に対する支援機器の貸出



紛争防止・解決に向けた相談を含め、大学等や学生等からの相談に対して、専門的な助言や提案を実施。加えて、大学等に対する支援機器の貸出を含めた支援を実施。

専門的知識を有する障害学生支援人材の育成・教職員の理解啓発に向けた研修実施

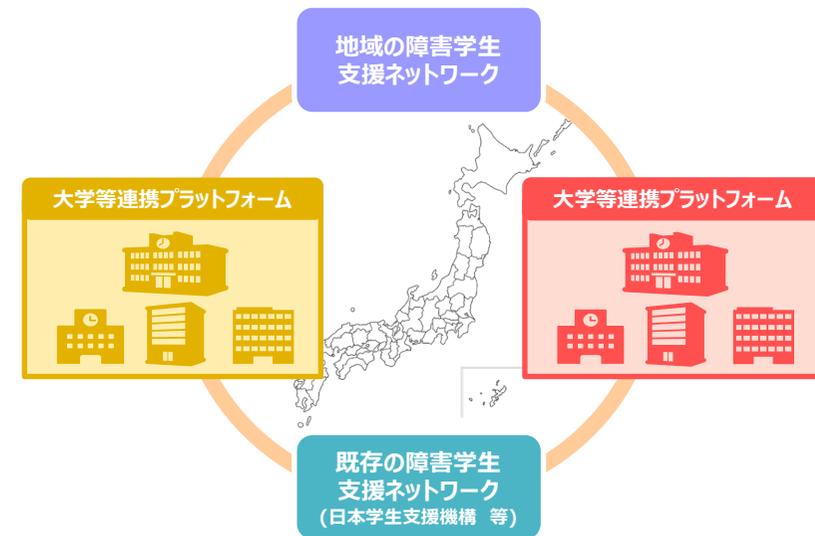


拠点大学等を中心に、プラットフォーム参加大学等に向け、基礎的な理解啓発から高度な専門的プログラムまで、障害学生支援に関する研修を実施し、中・小規模の私立大学等も含めた高等教育機関全体における体制整備の促進や、専門的知識を有する障害学生支援人材を育成。

規模や体制に関わらず全ての大学等が活用できる障害学生支援の好事例の収集・発信



合理的配慮の提供、就職支援を始めとした取組、紛争の防止・解決、「心のバリアフリー」促進に向けたピア・サポートの実施方法などに関する好事例を収集し、全ての大学等が参照出来るデータベースを構築。さらに、低年次の障害学生に向けた卒業進路への意識付けや、中・小規模大学等における体制整備等のロールモデル事例を収集し、各大学等へ発信。



アウトプット（活動目標）

- ◆ プラットフォームの形成(拠点校採択校数)

R6

2校

短期アウトカム（成果目標）

- ◆ プラットフォームにおける大学等からの相談対応の拡充
【相談件数】R4：224件 → R6～R7：500件（目標値）
- ◆ 事業参加大学等の増加
【参加校数】R4：92校 → R6～R7：160校（目標値）

中期アウトカム（成果目標）

- ◆ 大学間連携を含む関係機関との連携実施校数増加
R4：48.8%※ → R8～R9：90%（目標値）
- ◆ 障害学生支援の専門部署・機関設置校数増加
R4：26.1%※ → R8～R9：50%（目標値）

長期アウトカム（成果目標）

- ◆ 障害のある学生の就職者数の増加
- ◆ 障害者基本計画各成果目標の達成

→ 共生社会の実現